

平成29年度 八代市議会総務委員会 視察報告書

■視察日程

平成30年1月17日（水）～19日（金）

■視察先

1月17日 大阪府守口市

1月18日 奈良県奈良市

1月19日 兵庫県神戸市

■視察参加者

【委員会】委員長	前川 祥子
副委員長	村川 清則
委員	大倉 裕一
委員	橋本 隆一
委員	古嶋 津義
委員	村山 俊臣

【随 行】議会事務局 岩崎 和平

■視察先及び目的

1 大阪府 守口市

『守口市防犯灯ＬＥＤ化事業について』

ＬＥＤ防犯灯は、高照度による防犯効果、長寿命・低消費電力による低コスト及びＣＯ２削減など、蛍光灯に比して有効な光源であり、本市においても防犯灯のＬＥＤ化を推進しているところである。そこで、初期費用を抑え、なおかつ早急に実現可能なリース方式により、市内全域での防犯灯ＬＥＤ化を実施している守口市を視察することにより、今後の委員会活動に生かすことを目的とする。

2 奈良県 奈良市

『奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例について』

本市では、市民のまちづくりへの参画に力点を置いた「市民協働によるまちづくり推進条例」の平成３０年度施行を目指し、策定に取り組んでいるところである。そこで、本市と同様、市民を初め、さまざまな主体が協働でまちづくりに取り組むことが具体的に示されている条例を制定された奈良市を視察することにより、今後の委員会活動に生かすことを目的とする。

3 兵庫県 神戸市

『神戸市災害受援計画について』

熊本地震では、人的・物的支援の受け入れに関し、業務遂行時や受け入れ体制が不十分であるなど、さまざまな課題が顕在化したことから、今後の対策として受援計画の策定が必要であると認識している。そこで、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、大規模災害時に他自治体などからの支援を迅速かつ効率的に受け入れられるよう、災害受援計画を策定された神戸市を視察することにより、今後の委員会活動に生かすことを目的とする。

大 阪 府 守 口 市

1 視察日時 平成30年1月17日（水） 14：30～16：00

2 調査事項 『守口市防犯灯LED化事業について』

3 事業内容（説明内容）
※別添資料のとおり。

4 主な質疑応答

Q 1 防犯灯の点・消灯はどのようにされているのか。

A 1 地域住民の手動により点・消灯がされている防犯灯が、以前の名残で一部残ってはいるが、基本的には、周辺の明るさをセンサーで感知し、自動で点・消灯する防犯灯となっている。

Q 2 防犯灯を設置するための支柱の設置に対しての補助は行っているのか。

A 2 本市の防犯灯は、元々町会において設置・管理されている経緯もあり、設置費用や電灯料に対する補助は充実しており、支柱の設置に対しても補助を行っている。

Q 3 支柱やLED防犯灯本体の所有権関係について。

A 3 防犯灯を設置する支柱は町会の所有であり、LED防犯灯のみがリースとなっている。そのため、リース満了後は、市の所有となるLED防犯灯が町会の所有である支柱に設置されるかたちになることから、以降の所有権については検討の必要があると考える。

Q 4 LED化することにより、従前より明るくなったと思われるが、そのことにより農地の虫が集まったり、明るすぎるなどの苦情等はなかったのか。

A 4 本市には、元々農地がなく、虫についての苦情はないが、明るくなったことにより、屋内まで光が届いてまぶしいとの苦情はあった。なお、LED防犯等には青色灯もあり、虫が寄りにくいという話も聞いている。

Q 5 青色には犯罪意識を抑制する効果もあると聞くが、防犯灯ということであれば、青色防犯灯の採用は検討されなかったのか。

A 5 導入に当たっては、当初、青色LED防犯灯も検討の対象だったが、大きさや取り扱いやすさ、ある程度光量が調整できるなどの点から、現在のLED防犯灯を採用したところである。

Q 6 防犯灯LED化の推進にあわせて、防犯灯の位置や種類、固有番号を示した図面を作成されており、大変良い試みだと思う。作成後、図面の更新は職員によって

行われているのか

- A 6 現状、職員により図面の更新を行っており、あわせて手書きによる図面も別に作成し、更新作業を行っている。これまで、同じ固有番号が複数あったり、防犯灯の位置が違うなどの齟齬などが見受けられたが、LED化にあわせて、これらの解消に取り組んでおり、現在では、かなり精度の高い図面になっていると考えている。
- Q 7 防災委員会が立ち上げられている地区があるが、防災委員会とは。**
- A 7 自主防災組織にひとつと考えている。防犯灯は自治会が管理しているが、自治会がない地区については、代わりに防災委員会を立ち上げておられるので、防犯灯の管理をお願いしている。
- Q 8 リース満了後の所有権に係る課題なども含め、本事業への評価をどのように考えているのか。**
- A 8 所有権に係る課題は大きく、これからが大変であるとは思いますが、事業自体は実施して良かったものと考えている。特に、防犯灯の不点灯や照度の低さなど、防犯上の問題がLED化により解消され、市民の安心・安全に貢献できた点は評価したいと思う。
- Q 9 犯罪発生率はどのように変化したのか。**
- A 9 具体的に把握しているわけではないが、本市では防犯灯LED化に加え、市内に約1000台の防犯カメラも設置したので、かなりの犯罪抑止力になっているのではないかと考えている。

視察の様子



1 視察日時 平成30年1月18日（木） 13:30～15:00

2 調査事項 『奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例について』

3 事業内容（説明内容）

※別添資料のとおり。

4 主な質疑応答

Q 1 条例に学校に対しても役割を持たせると明記した経緯は。

A 1 「市民参画・協働によるまちづくり条例（仮称）検討委員会」での議論の中で、社会貢献活動の中においては、学校は重要な役割を占めることから、条例にも謳いこむべきであるとの意見があったため。

Q 2 協働のまちづくりに学校がどのように参画するとイメージされているのか。

A 2 例えば、学校施設の開放や子供たちと高齢者との交流、地域による子供たちの見守りなどを通じて、まちづくりに活かせるようなイメージを持っている。

Q 3 条例制定前後で、学校の地域との関わりに変化は見られるか。

A 3 具体例をすべて把握しているわけではないが、一例として、空き教室を地域団体に提供し、地域活動の拠点とされているケースがある。

Q 4 本市では、各校区単位でまちづくり協議会を組織しているが、貴市の状況は。

A 4 各校区単位の地域自治組織については、現在、創設に向けて検討中である。

Q 5 条例名称を自治基本条例とされなかった経緯は。

A 5 本条例の制定に当たっては、ボランティア及びNPOとの協働のあり方の検討から始まり、その後、協働の主体に地域コミュニティ団体や企業を加えるなど、検討当初から市民との協働に力点を置いていた経緯もあり、本条例名としたところである。

Q 6 市の意思形成段階から行政情報を提供し、協働の主体が市政に参画できるための仕組みを整備すると規定されているが、具体的にどのような取り組みをされているのか。

A 6 本条例に基づき策定された市民参画及び協働によるまちづくり推進計画において、各部署の所管する事業に協働の相手を盛り込んだ実施計画を整備し、事業計画を策定する段階から相手方と協議を行いながら進めている。

Q 7 本条例を制定し、市民参画及び協働によるまちづくりを推進するに当たり、補助

金等の拡充などもされたのか。

A 7 現在、各団体の資金面に対する補助は行っていないが、ボランティアインフォメーションセンターで、後方支援や講座の開催、活動場所の提供、ボランティアのマッチングなどを行っている。なお、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会からは、NPO政策として市民提案制度をやってきくべきであるとの提言をいただいている。

Q 8 市民参画及び協働によるまちづくり基金の基金残高と活用実績について。

A 8 条例には基金の設立を規定しているものの、現在までに積立金がない状況である。

Q 9 第21条に施行後5年を超えない期間ごとに条例規定の検討を行い、必要に応じて、審議会の意見に基づき条例の改正等を行うと規定されているが、本条項に基づき検討、改正された内容について。

A 9 審議会において、地域自治組織の必要性が検討され、当該組織について条例に謳いこむべきではないかとの提言がなされたが、条例改正には至らなかった。

Q 10 本条例に対する率直な評価について。

A 10 自治体の運営は、行政だけでは立ち行かないところに来たと認識している。そのため、地域や民間団体、NPOなど、すべてを巻き込んだ形やっていかなければならないとの考えから本条例の必要性はあったものと認識している。

視察の様子



1 視察日時 平成30年1月19日（水） 10:00～11:30

2 調査事項 『神戸市災害受援計画について』

3 事業内容（説明内容）
※別添資料のとおり。

4 主な質疑応答

Q 1 本計画の市民への周知及び地域団体との連携について。

A 1 他都市からの支援を最大限効果的に受け入れる体制を整えているとの広報は行っているが、本計画自体を積極的に周知している訳ではない。また、本計画に関わらず、各地域の自主防災組織である防災福祉コミュニティと、日ごろより連携をとっている。

Q 2 大規模災害には自衛隊の支援受け入れも重要と考えるが、本計画における位置づけは。

A 2 災害時においては、物資の輸送や仕分けなど、さまざまなケースで自衛隊との連携を想定しているが、基本的に本計画は他自体の支援受け入れに関する計画であるため、自衛隊からの支援は位置づけていない。

Q 3 本計画における受援体制の構築については、職員を中心に検討されたと思うが、消防局職員なども関わっているのか。

A 3 本計画は、消防局と水道局以外の部局が中・長期的、継続的な支援の受け入れや必要な業務の実施に活用する目的で作成されており、2部局は直接携わっていない。なお、2部局については、大規模災害が発生した際には、直ちに支援を受け、活動を行う必要があるため、別途災害受援計画を策定している。

Q 4 本計画では、各部局の事業ごとに詳細な受援対応計画が策定されているが、人事異動の際に対応計画が適切に引き継がれるような方策をとられているのか。

A 4 人事異動の際には、各部局において防災計画、業務継続計画、受援計画を見直ししてもらい、報告を受ける形をとっている。

Q 5 各部局の受援対応計画上の指揮命令者及び受援担当者は、人事異動の度に指名を行っているのか。

A 5 指揮命令者及び受援担当者は部局内の課長や係長が充て職として就くため、人事異動の度に指名を行うことはない。

Q 6 全国的な受援計画の策定状況について。

A 6 都道府県で４割、市町村で２割弱だったと把握している。内容的には本市に似たタイプと千葉市に似たタイプの計画があると認識している。

Q 7 そもそも本計画を策定するきっかけとなったものは。

A 7 東日本大震災に派遣した職員にアンケートをとった中で、支援の受け入れ体制と整えておく必要がある、との意見があったことである。

Q 8 平成２５年に実施された災害対応訓練について。

A 8 全体的な訓練として行ったものであるが、やはり通常業務を行いながらとなると実施自体が難しく、以降は実施できてない点が課題であると認識している。しかし、災害対応の実効性を高めるためにも、一定期間ごとに全体的な訓練を実施することが望ましいと考えている

視察の様子



<< 各委員所見 >>

総務委員会 行政視察所見

委員名 〔前川 祥子 〕

- ◆視 察 日：平成30年1月17日（水）
- ◆視 察 先：大阪府守口市
- ◆調査項目：守口市防犯灯LED化事業について

守口市は、防犯灯総数 6628灯の内LEDは 6485灯でほぼLED化されている。しかし、これまで維持管理は町内会、自治会で行われていたため、全町内会等の了承を得て事業を実施することになった。LED化による防犯灯の維持管理費、電灯料の財政負担額の削減、消費電力削減によるCO₂排出量削減、また町内会の防犯等維持管理（電球取替え、電灯料等）の負担軽減などと共に安全・安心の向上と環境への取り組みもなされ、防犯灯のLED化は とてもよい方向へ向っていると思った。

しかし今後の課題として、現時点で約6500箇所を越える防犯灯の維持管理は町内会で行っているが、LED防犯灯のリース満了後に、電灯部分は市所有、ポール柱は町内会所有という区分がなされてくるので、その後の維持管理等の問題が発生してくる。そこでリース期間中に、リース契約の更新、新たな契約の

締結、若しくは所内会等に無償譲渡し、修繕等の補助
拡充などを検討する必要があるように。また、防犯灯の明るさ
や配光及び配置にも問題がある。LEDが従来の蛍光灯
防犯灯より明るいので、近接する住宅に照明光が入り、苦情
があるように。本市は公設防犯灯が293機ある内、
55機がLED化されている。今後も灯台が壊れたら
ポールに替えて、LEDを設置していく予定である。
ただ本市全体の防犯灯は1万機を越えるので、
宇口市のようなやり方のLED化はその後の問題も考慮
するとなかなか難しいが、それぞれの自治会ごとの
試みであれば、非常に自治会にとって有益な
方法であると思う。

◆視 察 日：平成30年1月18日（木）

◆視 察 先：奈良県奈良市

◆調査項目：奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例について

奈良市の協働によるまちづくり条例を制定した背景
や制定までの取り組みの経過等は、ほぼ本市と同様であった。
条例制定後の奈良市の変化や利便性などは特に
思いあたる点は述べられず、特に条例の必要性を
感じ取ることから出来なかったのは残念である。

本市に於いては、市民がまちづくりに参画する
ことに力点を置いた条例を制定する予定なので、
制定後にどのような点か変化し、それらが市民
にとって良い方向へ向かっているという点か誰にも
示されるよう顕著に表れてくることに期待したい。

◆視察日：平成30年1月19日（金）

◆視察先：兵庫県神戸市

◆調査項目：神戸市災害受援計画について

神戸市は阪神・淡路大震災と東日本大震災時に受援側と支援側の両方を経験しているため、応援と受ける側と支援側としてスムーズに活動できるように市内の支援業務の検証・分析を行い、防災・減災対応のために、情報処理、指揮命令、現場環境、民間活用などの4つの視点を踏まえた、非常に綿密な「受援計画」が策定されていた。

ただ、受援と支援は表裏一体としてとらえることが重要なので、国からも全国知事会へ呼びかけられているが、全国都道府県の各自治体における「受援計画」は必要であるという話はとても印象深い。

また職員が中心となって動く「受援計画」なので、市内の職員移動に伴い、随時担当部署の「受援計画」を確認し、実効性向上のため訓練実施も期間を決めて行う必要があることが重要と述べられた。

私も全くその通りと思う。いつ起こりうるかわからない自然災害であるために、あらゆる災害状況の想定についての「受援計画」策定は、とても難しく、細微に渡り計画を立てていって立てる程 実行するための知識の継続と連帯意識の維持が相当困難を要し、「受援計画」策定とその効力の維持には職員はもちろん、専任職の人々の知恵を結集しなければならぬと強く感じた。

総務委員会 行政視察所見

委員名【 木川清則 】

◆視 察 日：平成30年1月17日（水）

◆視 察 先：大阪府守口市

◆調査項目：守口市防犯灯LED化事業について

・導入時の初期費用を抑え、町会等の維持管理負担をなくし、早期に実現可能なリース方式を取り入れている。町会は全て導入しているが、府営住宅や官舎などは導入を辞退されたようである。

・導入にあたっての現況調査で、町会の境界に設置されている防犯灯において、隣接の町会が電気料を負担している場合や、両方に請求がされている場合、どちらにもされていない場合など、電力会社の防犯灯把握状況と実態が違っていることが確認され、関係する町会や電力会社と協議、精査していく必要があり時間を要したようである。

・防犯灯LED化事業実施以前より、市はLED防犯灯を推奨しており、既設の町会等への不公平感の解消が必要

になったようである。

- ・ 10ワットのLED灯の光量は、蛍光灯40ワット分のそれに相当するそうである。導入前と比較し、消費電力は約 $\frac{1}{3}$ に削減され、電気料金も約 $\frac{1}{2}$ に削減されている。地球温暖化の要因となるCO₂の削減効果も消費電力のそれに比例するので、 $\frac{1}{3}$ ということである。もちろん全体量から言えば微々たるものだが、行政がそういう姿勢を見せることで、市民の意識を高めることにつながればと考える。

- ・ リース期間満了後、町会でもっのか、市の所有にして運営するのか、その対応についてはこれからの課題であるとのことであった。

◆視 察 日：平成30年1月18日（木）

◆視 察 先：奈良県奈良市

◆調査項目：奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例について

・まちづくり条例検討委員会は、大学教授や弁護士、自治連合会々長、社会福祉協議会々長、ホテル取締役、市民公募による委員など10名からなり、計13回にわたり議論を重ね、パブリックコメント、市民との意見交換会を経て平成21年6月に議決されている。

・市民をはじめ多様な主体が一緒にまちづくりに取り組むことを表すために、前文の結びの言葉を「さあ、みんなと一緒にまちづくりを進めましょう。」という呼びかけ調にしている。

・市民公益活動に資するため、市民参画及び協働によるまちづくり基金を設置する条文を設けているが、実際には施行されていないようだ。

・社会情勢や経済状況の変化により、条例の内容と実態が合わなくなる場合も考えられることから、社会情勢との適合性等について、施行後5年を超

しない期間毎に検討し、見直しをするよう規定しているが、これも実際には稼働していないようだ。

、地域のまちづくり協議会はまだないようであり、現在地域自治組織創設に向けての検討がなされているが、議会では「まだ時期尚早」との意見が多いようである。

、また、議会基本条例までは、議論は深まっているようである。

- ◆視察日：平成30年1月19日（金）
- ◆視察先：兵庫県神戸市
- ◆調査項目：神戸市災害受援計画について

、阪神・淡路大震災から、23年経過し、市取員の54%が震災後に入庁した取員ということであった。

、震災経験後、東日本大震災もあり、受援側及び支援側として得た経験と教訓をもとに、要支援業務や受入れ体制などを事前にかつ具体的に定め、予め「受援計画」としまとめ、大規模災害時に、市自らの行政機能だけでは対応出来ない事態に他の自治体や機関など多方面からの支援を最大限活かすことを目的としている。

、震度6弱以上の地震発生で計画を発動することになっており、この受援計画が現実になる時は、市民が不幸な時であり、計画倒れ、徒労に終わることが最も良いことである。

しかし、一昨年の熊本地震で動いたのは布田川断層だけで、日奈久断層はまだだという学者の指摘や、南海トラフのこともあり、いざという時その不幸の最小化のためにも、やはり必要なのだと考える。

、現在、計画が策定されているのは、全国市町村の約2割程度ということであるが、これを各自治体毎にそれぞれ計画するのは、かなりのエネルギーと期間を要するものと考えらる。幸いに現在九州全体の市町村で同一規格の受援計画策定の動きがあるようであり、早期にそれが現実になることを期待したい。

総務委員会 行政視察所見

委員名【 大 倉 裕 一 】

- ◆視 察 日：平成30年1月17日（水）
- ◆視 察 先：大阪府守口市
- ◆調査項目：守口市防犯灯LED化事業について

概要としては、防犯灯が道路や路地に設置をされているが、不点灯の防犯灯がある。防犯灯の設置場所が町内会と電力会社が不一致の箇所があり、行政も管理ができていなかったこと。守口市は防犯灯設置に対する補助金と防犯灯電気料金の二分の一を補助しており、CO2削減の取り組みが全国的に高まり、電力の使用量削減が求められたこと。等の状況から、市民の安全・安心のため、有効な税金の活用とコスト削減を主旨として、LED防犯灯への移行を決定されたもので、環境省の外郭団体から低炭素社会に取り組む補助事業上限840万円を活用されていた。既にその成果は現れており、平成26年度決算と平成28年度決算の電気料金の補助金の差額が約450万円あり、その成果は顕著であった。

さらに、LED防犯灯に移行するにあたり、行政の課題であった防犯灯設置場所の図面管理に取り組まれていた。

丁寧な説明の中でも以下の三点を質問し、回答をいただいた。

まず、防犯灯の色について検討状況を尋ねた。

守口市からは、眩しいとの苦情は届くが、住民にしっかり説明すると理解をいただく。青色にすると農作物等に優しいと聞いており、今後の課題とお答えいただいた。

2点目に、防犯灯設置場所の図面管理について尋ねた。

守口市からは、職員でやっている。電子版とペーパーのダブル管理をして、追加や修正の漏れを防いでいる。とお答えいただいた。

最後に、防犯灯設置や管理を自治会や防犯委員会とあったため、防犯委員会の組織を尋ねた。

守口市からは、自治会の枠を超えて組織しているもので、自主防災組織とのお答えをいただいた。

八代市の防犯灯設置補助事業とは、比較できないこともあるが、八代市が見習う点は多いにあると思う。

八代市のそれぞれの地域では、町内会の収入が減って、町内会からの電気料金の支払いの負担軽減策として、地域組織でLED防犯灯へ切り替え、リース事業として運用されている地域がある。

人口減少の中において、市の事業内容も見直しをしていく必要も感じている。守口市の説明をしていただいた課長から、市民の安全・安心のため！と何回も繰り返し語られた事が印象深く残る視察であった。

◆視 察 日：平成30年1月18日（木）

◆視 察 先：奈良県奈良市

◆調査項目：奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例について

条例は、前文からはじまり、九つの章でまとめられていた。

第一章総則、第二章まちづくりの基本理念等、第三章市民等の役割及び市の責務、第四章市民公益活動の推進、第五章市政への参画及び市との協働、第六章市民参画及び協働によるまちづくり推進計画、第七章市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置、第八章市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置、第九章条例の検討である。

条例に見合う丁寧なまとめられたものという印象を受ける出来栄であると感じた。

中でも、自治基本条例とされなかった理由について尋ねると、ガチッとしたものではなく、最初なので緩やかなイメージから標記の条例名称になったと奈良市からの回答であった。

また、第七章の基金の設置について、積立額と基金を活用した事業内容と金額を尋ねたところ、基金の積み上げができておらず、取り組みができていないとの答えであった。方針としては、立川市の1%のまちづくりを参考に取り組みを進める予定であったが、議会の理解を得ることができず現在にいたっているとのことである。

条例は可決に賛同するが、基金運用は賛同出来ないとは、いかがなものかと思った。

なかなか、市民、市民団体、学校等との関係がわかっているようでわかっていないのが現実であると思う。

住民自治を進めるのであれば、行政との関係やそれぞれの役割をしっかりと定めた上で取り組みを進めるべきと考えていたので、八代市の取り組みには手順が違うと思うが、現在手掛けられている、まちづくり条例の制定に今回の視察を活かしたいと思う。

- ◆視 察 日：平成30年1月19日（金）
- ◆視 察 先：兵庫県神戸市
- ◆調査項目：神戸市災害受援計画について

標記の件について、阪神淡路大震災の被災地となった兵庫県神戸市を視察した。

受援計画とは、自らの自治体が被災した場合、単独では対応できない場合や、ほかの自治体からの支援を受け入れるときに混乱を避けるためのものである。丁寧に説明をいただいた係長も消防局の職員ということで、危機管理室への人事交流が行われていた。

神戸市役所職員も職員として震災を経験した者が約4割で、約6割は未経験者である。継承と研修に力を入れていきたいとの方針も伺うことができた。

そもそも、この計画のなりそめとしては、災害を経験した職員の聞き取りからであったそうで、行政としての震災対応の総括を行い、その評価を形に仕上げられているものに、行政の質の高さを実感した。

訓練ができていないことも正直に話していただき、規模の大きい市役所としての課題、悩みも伺うことができた。

国から促され各自治体も受援計画の策定に動きだすようである。

八代市も受援計画のみならず、熊本地震から見えた課題に迅速な対応をとっていただきたい。

視察の内容を今後の議員活動で活かしていきたい。

総務委員会行政視察所見

委員名【 橋本 隆一 】

◆視 察 日 :平成30年1月17日(水)

◆視 察 先 :大阪府守口市

◆調査項目 :守口市防犯灯LED化事業について

1. 守口市防犯灯LED化事業について

(1)市内防犯灯の総数とLED化率

守口市においては町内防犯灯総数が6,628灯であり、内LEDは6,485灯である。

LED化率は97.8%である。市内の防犯灯の殆どがLED化されている事が理解できた。

(2)事業導入の経緯及び実施の際に問題となった点

事業の目的として1.安全・安心の向上:照明灯の不点灯防止(防犯対策)

2.環境への取り組み:消費電力及びCO2排出量削減等が図る。

3.その他:設置・電灯料補助の削減、維持管理の軽減等を図る。

上記の目的を達成する為、平成23年度よりLEDの切り替えを促進してきた。平成26年度の

LED化率は約10%であったがリース方式を実施する事により現在は97.8%になっている。

実施の際の問題点として

電力会社の把握状況と実態が異なっていた地域があり、実際の状況を見極める必要があった。

LED防犯灯を従前から設置している町会への対応等が生じた。これまでの分を市が負担する

事で了承をえた。

(3)リース方式採用による費用面・LED化推進面での効果

①10年間の経費削減:約8,160万円 ②年間消費電力削減:約43万kWh

③CO2排出量の削減:約240t

(4)リース期間満了後の対応など、今後の課題

①防犯灯の維持管理について:現在はリース会社の所有となっている。「譲渡特約賃貸借契約書」

においては10年後の賃貸借期間満了後は防犯灯の所有権が市に移転する事になる。

市としては引き続きリース契約の更新又は新たな契約の締結、若しくは、町会等は無償譲渡し修繕

等の補助拡充が等の検討が必要でありリース期間中に改めて現状調査と更新電灯の分類などの

事前調査後、防犯灯に関する計画を策定する必要がある。

視察所見

守口市はいわゆる市全体において都市化が進んでおり本市とはまた状況が違う点もあるが、今後

は本市の町づくり協議会等との検討を行い要望に応じてLED化を進める事が必要と思われる。

総務委員会行政視察所見

委員名【 橋本隆一 】

◆視 察 日 :平成30年1月18日(木)

◆視 察 先 :奈良市

◆調査項目 :奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例について

1. 条例の概要と特色

本条例では、奈良市のまちづくりは、行政だけではなく、市民、市民公益活動団体、事業者、学校などの様々な主体が参画と協働という考え方を中心にして共にになって必要があること、市においては参画と協働を推進するための体制を作る事を明確に示している。

特色として○条例の前文は印象的な呼びかけ調で締めくくられている。

○街づくりの基本理念と基本原則を規定している。○全ての過程に市民参画の機会を充実させる事を規定している。○市民参加の方法及び実施について規定している。○市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置を規定している。○施行後5年を越えない期間ごとに見直すことを規定している。

2. 条例を制定した背景

市民自らがまちづくりの主体として直接行動し、参画する事が必要になってきている状況にある。

また、市民の中にも積極的に市政に参画し、社会貢献活動を行いたいとの意識が芽生えてきた。

今後のまちづくりにおいて、市民公益活動を行う全ての者との協働の体制を構築し、積極的な参画を得る事及び、市民公益活動を支援するための制度面での基盤整備を行う事を目的として、その根拠法令となる条例の制定が必要になってきたことが制定の背景にある。

3. 制定までの取り組みの経過と課題

平成16年7月に奈良市ボランティア・NPOとの協働の有り方に関する検討委員会が設置される。

会での検討を重ね、平成18年2月に「奈良市ボランティア・NPOとの協働の有り方に関する指針」

策定する。平成19年11月に奈良市市民参画・協働によるまちづくり条例(仮称)検討委員会を設

置。議論を重ねてきた。平成21年7月に奈良市市民協働参画及び協働によるまちづくり条例の施行

4. 制定後に明らかとなった課題と市民の反応

地方自治組織について規定する内容を含む条例改正案が議会において否決された。現在、地方自治組織創設にむけての検討を継続している。

視察所見

他市の状況を観ながらまた、内容を審議しながら本市の実情と未来にむけた条例づくりに取り組む事が必要で有と思われる。

総務委員会行政視察所見

委員名【 橋本隆一 】

◆視 察 日 :平成30年1月19日(金)

◆視 察 先 :神戸市

◆調査項目 :神戸市災害受援計画について

(1)計画策定の経緯

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、大規模災害時に他の自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れられるに神戸市災害受援計画の策定に取り組んできた。

(2)計画の概要と特色

地域防災計画から独立した計画となっている。災害時に応援受け入れ本部を設置し、受援担当者の指定を行う。応援者に求める経験・資格等の指定を行う。民間に協力を求めることが可能な業務の指定を行う。応援者に求める経験・資格等の指定を行う。民間に協力を求めることが可能な業務の指定を行う。応援者に求める経験・資格等の指定を行う。民間に協力を求めることが可能な業務の選定を行う。災害時に実用的なマニュアルとして活用できるように具体的な役割、行動を示している。

(3)今後の課題

1. 減災・防災対応そのものの進化が求められている。

①自助・共助の支援の充実(避難・要援護者・耐震化・備蓄・帰宅困難・災害リテラシーの向上)

②自治体の対応戦略の強化(被災者台帳・支援業務のシステム化・企業・NPOとの連携強化
人材育成等)

2. 広域連携の調整

①自治体の災害対応業務の標準化。日頃からの合同訓練等

②国、知事会・広域連合・市長会等の広域連携の枠組みの調整(統一ルール制定等)

3. 受援計画そのもの

①訓練・シュミレーションによるブラッシュアップ

②業務継続計画(BCP)との連動

視察所見

1995年(平成7年)1月17日に発災した阪神・淡路大震災から丁度23年になる。また、本県においても発災から1年9ヶ月になり震災の経験と教訓を活かして防災・減災計画と併せて災害時の受援計画を策定する必要性を感じた。また、併せて防災・減災計画の更なる充実と応援計画も同時進行で進めていく事の必要性を強く感じた。

総務委員会 行政視察所見

委員名【古嶋津義】

- ◆視察日：平成30年1月17日（水）
- ◆視察先：大阪府守口市
- ◆調査項目：守口市防犯灯LED化事業について

(1) 市内防犯灯の総数とLED化率

防犯灯総数、6,628灯（内LED 6,485灯、LED化率97.8%）。(2) リース方式採用による費用面・LED化推進面の効果。

(3) 事業導入の経緯及び実施の際に問題となった点

市内の防犯灯（リース方式）のLED化を実施することで、LED化の初期費用を抑えることができ、早急に市内の防犯灯をLED化することができると。又、LED化により防犯灯の維持管理費、電灯料の財政負担額の削減、消費電力削減によるCO2排出量削減、町内会等の防犯等維持管理の負担軽減。問題としては、防犯灯の維持管理は、町内会、自治会、防犯委員会（電球取替え、電灯料の負担）が行っている。又、電力会社の把握状況と実態が異なっていることや、従前からLED防犯灯を設置している町内会への対応等。

(4) リース期間満了後の対応など、今後の課題

リース契約の更新又は新たな契約の締結、若しくは町内会等へ無償譲渡し、修繕等の補助拡充などの検討が必要であり、リース期間中に改めて、現状調査と更新電灯の分類などの事前調査後、防犯等に関する計画を作成する必要がある。事前調査では、配光や配置など更に内容を精査する必要がある。今後の課題としては、

- 防犯灯の維持管理については、リース期間満了後、防犯灯本体(電灯部分)は市の所有(町内会等へ無償貸付)であり、ポール柱は町内会の所有となっている。防犯灯の維持管理(電球取替え、電灯料の負担等)は町内会等が行っている。
- LED防犯灯については、従来の蛍光灯防犯灯に比べて明るく、近接する住宅に照明光が入るケースがある。
- 市の住宅地の開発が盛んなため、防犯灯の配置箇所が変更または新設になることが多い(財政負担)。

◆視 察 日：平成30年1月18日（木）

◆視 察 先：奈良県奈良市

◆調査項目：奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例について

①条例の概要と特色

市民参画や協働について、まちづくりや市政運営全般に対して根幹となる条例で、条例では、まちづくりは、行政だけではなく、市民、市民公益活動団体、事業者、学校などの様々な主体が、参画と協働という考え方を中心にして共に担っていく必要があること、市においては参画と協働を推進するための体制を作る必要があることを明確に示している。又、市民公益活動団体の定義を地縁団体やNPO、ボランティア団体、その他の団体などを含む幅広い範囲と捉えることで、様々な市民公益活動団体との協働を目指している。条例の前文は「さあ、みんなと一緒にまちづくりを進めましょう」という印象的な呼びかけ調で締めくくられている。

②条例を制定した背景

地方分権社会が進み、行政主導の住民サービスには限界が出てきており、市民自らがまちづくりの主体として直接行動し参画することが必要となってきた。そこで、今後のまちづくりにおいて、協働の体制の

構築、積極的な参画を得ること、市民公益活動を支援するための制度面での基盤整備を行うことを目的に、条例の制定が必要となる。

(3) 制定までの取り組みの経過

平成16年7月、奈良市ボランティア、NPOとの協働のあり方に関する検討委員会設置(7回開催)。平成18年8月、都市経営戦略会議協働型社会形成部会設置(6回開催)。平成19年11月、市民参画・協働によるまちづくり条例(仮称)検討委員会設置(13回開催)。平成21年2月、パブリックコメント、市民との意見交換会を行い、条文の一部を加筆修正。平成21年4月、検討委員会から制定に関する提言。平成21年6月、条例案議決。平成21年7月、条例施行。

(4) 制定後に明らかとなった課題と市民の反応

第21条の規定により、条例の見直しを検討。改正案は、地域コミュニティ政策の骨子となる地域自治組織創設を提案。平成28年3月市議法定例会において否決。「地域自治組織の必要性や市民への周知、意識の醸成が不十分である」などの理由による。

現在、地域自治組織創設に向けての検討を継続している。

市民の反応としては、高齢化等で役員の為り手不足が指摘されている。

- ◆視察日：平成30年1月19日（金）
- ◆視察先：兵庫県神戸市
- ◆調査項目：神戸市災害受援計画について

(1) 計画策定の経緯

阪神・淡路大震災と東日本大震災時に受援側及び支援側として得た経験と教訓をもとに、支援を要する業務や受入れ体制などを事前にかつ具体的に定め、予め「受援計画」としてまとめておくことで、大規模災害時に、市みずからの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体や機関など多方面からの支援を最大限活かすことを目的として策定された。

(2) 計画の概要と特色

阪神・淡路大震災で支援を受けた受援側の経験・教訓、東日本大震災で支援した支援側の経験・教訓などを踏まえて、受援計画を策定するにあたり4つの視点を重視。

「情報処理」被災状況、支援ニーズ、受入れ体制など支援側への的確・迅速な情報発信。実際の災害業務での状況・課題認識の統一など。

「指揮命令」 受入れ窓口の専任化、権限等¹²明確化。

受入れや実際の災害業務における指揮命令系統の明確化。

「現場環境」 実際の災害業務に必要な拠点場所、資機材・携行品等の整備。実際の業務マニュアル、地図等の必要資料の整備（応援職員は土地勘がないので、地元職員とペアで）

「民間活用」 民間企業のマンパワー、ノウハウ、資機材の支援を極力得る。NPOやボランティアの力を最大限活用。

(3) 今後の課題

「減災・防災対応そのものの進化」 ① 自助・共助の支援（避難、要援護者、耐震化、備蓄、帰宅困難）② 自治体の対応戦略の強化（被災者台帳、支援業務のシステム化、企業、NPOとの連携強化、人材育成等）

「広域連携の調整」 ① 自治体の災害業務の標準化、^{連携}日頃からの合同訓練等 ② 国、知事会、広域連合、市長会等の広域連携の枠組みの調整（統一ルール等）

「受援計画そのもの」 ① 訓練・シミュレーションによるブラッシュアップ。② 業務継続計画との連動。

総務委員会 行政視察所見

委員名【村山俊臣】

- ◆視察日：平成30年1月17日（水）
- ◆視察先：大阪府守口市
- ◆調査項目：守口市防犯灯LED化事業について

防犯灯のLED化は、どの自治体も取り組んでいる事業である。

しかし、現在設置してある、一般的な防犯灯からLED化を促進していく中では、目的を町内会や住民にし、かり理解していただくことが重要であり、其のメリットとデメリットの説明も大切であると感じた。

本市においても校区・町内などでLED防犯灯を設置されているのを見かけるが、防犯意識を高める為にも、更に推進していく必要性がある。

◆視察日：平成30年1月18日（木）

◆視察先：奈良県奈良市

◆調査項目：奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例について

条例を制定するに際し様々な問題

があることはあるが、市民みずからが

参画することが大切であり、その為には

市民の皆さんとの意見交換会に

しっかりと取り組む必要性がある。

奈良市の特色としては、行政だけでなく

市民、NPO、ボランティア団体、事業者、学校

など幅広い範囲で取り組まれている点

は参考になる。

しかし、各校区、町内などでの温度差

がある点は、今後の課題である。

地域自治組織の必要性や市民への

周知、意識の醸成を本市も積極

的にしていくことが大切である。

- ◆視察日：平成30年1月19日（金）
- ◆視察先：兵庫県神戸市
- ◆調査項目：神戸市災害受援計画について

阪神淡路大震災より23年、受援を経験し、東日本大震災での支援を経験。このふたつの震災からの教訓で、短期間のうちに受援計画が策定されたことは危機管理意識の高さを感じた。

本市も熊本地震を経験し、対岸の火事ではない事を知り、更に危機管理意識を向上していくとともに、自治会、消防団などの地域コミュニティと連携していくことが重要であると感じた。

また、新市庁舎が建設される中で防災対策の拠点となることで安心安全なまちづくりになることは市民の皆さんの為であると確信している。